

矢祭町過疎地域持続的発展計画(案)

(令和3年度～令和7年度)

福島県矢祭町

矢祭町過疎地域持続的発展計画

— 目 次 —

1 基本的な事項	1	5 交通施設の整備、交通手段の確保	17
(1) 矢祭町の概況	1	(1) 現況と問題点	17
ア 自然的、歴史的、社会的、 経済的諸条件	1	(2) その対策	18
イ 過疎の状況	2	(3) 計画	19
ウ 社会経済的発展の方向	2	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	21
(2) 人口及び産業の推移と動向	3	6 生活環境の整備	22
(3) 行財政の状況	6	(1) 現況と問題点	22
ア 行政の状況	6	(2) その対策	23
イ 財政の状況	8	(3) 計画	23
ウ 主要公共施設等の整備状況	9	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	24
(4) 地域の持続的発展の基本方針	9		
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	10	7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	25
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	11	(1) 現況と問題点	25
(7) 計画期間	11	(2) その対策	26
(8) 公共施設等総合管理計画等との整合	11	(3) 計画	26
		(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	27
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	12		
(1) 現況と問題点	12	8 医療の確保	28
(2) その対策	12	(1) 現況と問題点	28
		(2) その対策	28
3 産業の促進	13		
(1) 現況と問題点	13	9 教育の振興	29
(2) その対策	14	(1) 現況と問題点	29
(3) 計画	14	(2) その対策	30
(4) 産業振興促進事項	15	(3) 計画	31
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	15	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	31
4 地域における情報化	16	10 集落の整備	33
(1) 現況と問題点	16	(1) 現況と問題点	33
(2) その対策	16	(2) その対策	33
(3) 計画	16		
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	16		

1 1 地域文化の振興等	34
(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	34
1 2 再生可能エネルギーの利用の促進	35
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	35
(3) 計画	35
1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	36
(1) 現況と問題点	36
(2) その対策	37
(3) 計画	37
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	38

【参考資料】

事業計画（令和3年度～令和7年度）	
過疎地域持続的発展特別事業分	39

1 基本的な事項

(1) 矢祭町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件

本町は、福島県の最南端、東経 140 度 25 分、北緯 36 度 52 分に位置している。南は茨城県常陸太田市・大子町、北は本県塙町に接し、主要都市までは、白河市へ 42km、日立市へ 48km、郡山市へ 70km、水戸市へ 74km、宇都宮市へ 82km、いわき市へ 90km、福島市へ 130km の距離にある。

町域は東西 21.5km、南北 15.5km で面積は 118.27 km²を有し、東に阿武隈山系、西は八溝山系が分水嶺をなし、ここから発する支流は町の中央を南流する一級河川久慈川と合流し、太平洋へと注ぎこむ。

地勢は久慈川流域に広がる標高 155～200m の平坦地域と阿武隈山系に属する標高 400～650m の山間地域に大別され、耕地率 6.6%、林野率 81.0%となっている。

気候は、太平洋側気候に属するため、比較的温暖で積雪は少なく、年平均気温は平坦地域で 16°C であるが、山間地域では 12°C と山岳気象の影響を受けることもあり、冷涼である。また、年間降雨量は 1,200～1,500mm と森林や農作物の育成環境としては好条件といえる。

当方は古代「東夷」とよばれ、その後「陸奥国」となり、奈良時代には「高野郷」と称されるようになった。その後の所属配置については幾多の変遷があり、享保 14 年（1729 年）からは幕府直轄御領に入れられ、明治維新を迎える。

明治 4 年の廃藩置県の際、棚倉県に属し、間もなく磐前県となり、明治 9 年に福島県に編入される。昭和 30 年 3 月 31 日、町村合併促進法の施行に基づき、豊里村と高城村の南部（大字関岡、内川、茗荷）が合併して「矢祭村」が発足。その後、昭和 32 年に塙町に合併されていた旧石井村の 3 地区（大字中石井、下石井、戸塚）が矢祭村に編入され、昭和 38 年 1 月 1 日、町制施行により矢祭町となる。平成 13 年、町議会は「市町村合併をしない矢祭町宣言」を決議、現在に至る。

人口は令和 2 年 3 月 31 日現在 5,657 人（住民基本台帳）で、平成 27 年同日に比し、9.4% 減少しており、人口密度は 1 km²当たり 47.8 人となっている。

交通は、久慈川に沿うように J R 水郡線が縦断し、南は水戸駅から常磐線に、北は郡山駅から東北新幹線に接続しており、町の中心にある東館駅は、水戸駅と郡山駅のほぼ中間に位置している。この J R 水郡線と並行して国道 118 号が走り、さらに国道 349 号が阿武隈山系を縦断しており、東北自動車道矢吹 IC へ車で約 1 時間、常磐自動車道那珂 IC へも約 1 時間の距離にある。

本町産業の就業構造の推移をみると、昭和 40 年において就業人口の 3 分の 2 を占めていた第一次産業就業者が年々減少し 2 割を切ったのに対し、第二次産業及び第三次

産業の就業人口は引き続き高い割合を保っている。

また、町内総生産額においても、第一次産業の比重は極めて低く、第二次産業、特に製造業だけで全体の 8 割を占めており、このことは企業誘致に伴う産業振興に起因するものと考えられる。

イ 過疎の状況

本町の人口は、平成 27 年の国勢調査では 5,950 人であり、昭和 35 年の 11,074 人に對し、減少率が 46.3% であり、年齢別割合は 65 歳以上の人口割合が 35.1%、15 歳未満の人口割合が 11.2% と少子高齢化による過疎化が進んでいる。

その減少率は、短期的にみると昭和 40 年から 45 年の 10.3% をピークに、平成 7 年から平成 12 年で 4.7%、平成 12 年から平成 17 年で 4.6% と減少傾向は緩やかになっていたが、平成 17 年から平成 22 年で 5.8%、平成 22 年から平成 27 年で 6.3% と上昇している。

近年の人口動態は出生率の低下とそれを上回る死亡者数の増加による自然減や若年層の流出による社会減が続いている、後継者不足、地域コミュニティの低下、集落活動の衰退が懸念されることから、更なる過疎地域活性化特別措置法や過疎地域自立促進特別措置法による施策の展開が求められている。

本町ではこれまで「子育てサポート日本一」をスローガンに、子育て支援の充実を図ってきた。幼保一元化の「やまつりこども園」を開園し、平成 28 年度には町内 5 小学校を統合し、豊かな教育環境の中でより充実した教育を受けることができるよう新たに「矢祭小学校」が開校した。今後も社会資本の整備や教育・文化・コミュニティ施設等の整備に加え、結婚支援、福祉の増進、雇用対策、定住促進等ソフト事業に多面的かつ積極的に取り組む必要がある。

ウ 社会経済的発展の方向

本町は、福島・茨城・栃木 3 県の県際地域の振興を図る「F I T 構想」による広域観光交流プロジェクトなど 3 つのプロジェクトによる地域資源を活かした交流の促進と各種基盤整備と里山等を含む景観施策を推進し地域活性化を図っている。

また、「八溝山周辺定住自立圏」や「しらかわ地域定住自立圏」と県境を越えて様々な分野で協力、連携、交流を図り、地域の魅力を発信し促進と産業の振興、地域活力の向上に向けて取り組んでいる。これら広域連携による一体的な施策を推進する一方で、自立するまちづくりに向けた積極的な地域づくり施策の推進を図るために、町内産業の振興による経済の発展は不可欠である。こうしたことから本町では企業誘致による雇用が拡大し、総生産額が増加しているが、農林業従事者の高齢化や農林産物の価格低迷によりその生産額は低下する一方である。

しかしながら、農林業の振興は安心安全な食の提供や土砂の流出防止、水源かん養、地球温暖化の防止といった森林が持つ公益的機能の保全、或いは生涯働く職業であることなど、多面的な要素を持っている。このため、生産基盤の整備や経営合理化の促進、耕作放棄地の有効活用、新規就農者支援等、生産性を高め、生産意欲の向上を図るための施策を展開し、地域のポテンシャルを活かした農林業の振興により出荷額の増加と就業者の所得の向上を図るとともに、活力ある商工業活動の促進、魅力ある観光地の育成、地域資源の掘り起こしにも積極的に取り組むことで、地域の活性化を推進していく必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口は、平成 27 年国勢調査では 5,950 人であり、昭和 32 年の町村合併によって 11,983 人となって以来、減少傾向が続いているが、これまでの過疎対策事業を積極的に推進した結果、生活基盤や産業基盤、公共施設等の整備が進み、人口の減少率は、昭和 40 年から 45 年の 10.3% をピークに、平成 7 年から平成 12 年で 4.7%、平成 12 年から平成 17 年で 4.6% と推移していたが、平成 17 年から平成 22 年で 5.8%、平成 22 年から平成 27 年で 6.3% と上昇基調に転じており、依然として減少傾向には歯止めがかかっていない状況にある。

年齢階層別にみると、平成 22 年と平成 27 年の国勢調査による人口の推移では、0～14 歳の年少人口が 12.1% 減少、15～64 歳の生産年齢人口で 8.4% 減少している。

一方、65 歳以上の老人人口では 0.7% の減少にとどまっており、依然として少子高齢化が顕著に表れている。これは就職や就学の場を都市に求めて若年層が流出していることに加え、独身者の増加や出生率の低下等によるものと考えられ、人口ビジョン参考による推計でも人口減少の傾向は続く見通しである。このため、子どもを産む若年人口の確保と独身者の結婚支援が急務であり、結婚希望者に対して、出会いの場としてイベント等を提供し交流を図っている。本町の総人口の 4 割を占める 65 歳以上の高齢者対策についても介護予防、福祉施設の整備、介護支援等の重要課題として取り組まなければならない。

本町の産業構造は、昭和 35 年では第一次産業就業人口比率は 70.1%、その割合は年々減少し、昭和 50 年で 50.7%、平成 27 年で 14.6% と減少傾向にあり、反対に第二次産業、第三次産業就業人口が増加している。

第二次産業の就業人口比率は昭和 35 年で 10.6% だったものが、平成 2 年の国勢調査では第一次産業就業人口を上回り、平成 27 年で 42.5%、第三次産業についても昭和 35 年での 19.3% から、同じく平成 2 年に第一次産業を上回り、平成 22 年で 41.6%、平成 27 年で 42.9% と増加している。これは、これまでの企業誘致の成果と、農林業従事者の高齢化、教育の振興による高学歴化、生産性の向上による所得格差の拡大等

から就業形態が変わったことによるものと推測され、今後も農林業離れの進行が危惧されている。

表1－1(1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総 数	人 11,074	人 10,268	% △7.3	人 9,211	% △10.3	人 8,540	% △7.3	人 8,074	% △5.5	
0歳～14歳	4,411	3,741	△15.2	2,799	△25.2	2,085	△25.5	1,711	△17.9	
15歳～64歳	5,908	5,724	△3.1	5,520	△3.6	5,456	△1.2	5,211	△4.5	
うち15歳～ 29歳(a)	2,014	1,764	△12.4	1,655	△6.2	1,724	4.2	1,569	△9.0	
65歳以上 (b)	755	803	6.4	892	11.1	999	12.0	1,152	15.3	
(a)/総数 若年者比率	% 18.2	% 17.2	—	% 18.0	—	% 20.2	—	% 19.4	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 6.8	% 7.8	—	% 9.7	—	% 11.7	—	% 14.3	—	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総 数	人 7,918	% △1.9	人 7,596	% △4.1	人 7,409	% △2.5	人 7,062	% △4.7	人 6,740	% △4.6
0歳～14歳	1,717	0.4	1,580	△8.0	1,341	△15.1	1,065	△20.6	909	△14.6
15歳～64歳	4,933	△5.3	4,561	△7.5	4,283	△6.1	4,001	△6.6	3,765	△5.9
うち15歳～ 29歳(a)	1,253	△20.1	1,015	△19.0	983	△3.2	989	0.6	919	△7.1
65歳以上 (b)	1,268	10.1	1,455	14.7	1,785	22.7	1,996	11.8	2,066	3.5
(a)/総数 若年者比率	% 15.8	—	% 13.4	—	% 13.3	—	% 14.0	—	% 13.6	—
(b)/総数 高齢者比率	% 16.0	—	% 19.2	—	% 24.1	—	% 28.3	—	% 30.7	—

区分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 6,348	% △5.8	人 5,950	% △6.3
0 歳～14 歳	755	△16.9	644	△12.1
15 歳～64 歳	3,488	△7.4	3,196	△8.4
うち 15 歳～ 29 歳(a)	782	△14.9	655	△16.2
65 歳以上 (b)	2,105	1.9	2,090	△0.7
(a) / 総数 若年者比率	% 12.3	—	% —	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 33.2	—	% 35.1	—

表 1－1(2) 人口の見通し（矢祭町人口ビジョン）

単位：人	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年	令和 32 年
趨勢人口	5,414	4,910	4,452	4,022	3,618	3,213	2,833
戦略人口	5,414	5,102	4,875	4,689	4,509	4,309	4,131
戦略効果 (戦略人口-趨勢人口)	—	192	423	667	891	1,096	1,298

* 趨勢人口：戦略的な人口政策の取り組みを想定しない場合の将来人口

* 戰略人口：戦略的な人口政策の取り組みを前提とした将来人口

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

平成 13 年 10 月に「市町村合併をしない矢祭町宣言」を町議会が議決して以来、現行のサービス水準を維持しながら、自己決定、自己責任による小さな行政を目指してきた。このため、集中改革プランにより、事務事業の見直しと職員定数の適正化を進めた結果、現在の行政機構は、4 課 1 室 12 グループで構成され、一般職 61 人、フルタイム会計年度任用職員 53 人という職員体制になっている。

また、町内には 21 の行政区が組織されており、複雑多様化する行政需要に対応するため、行政との連携・協力のもと、地域の自治活動団体として大きな役割を担っている。

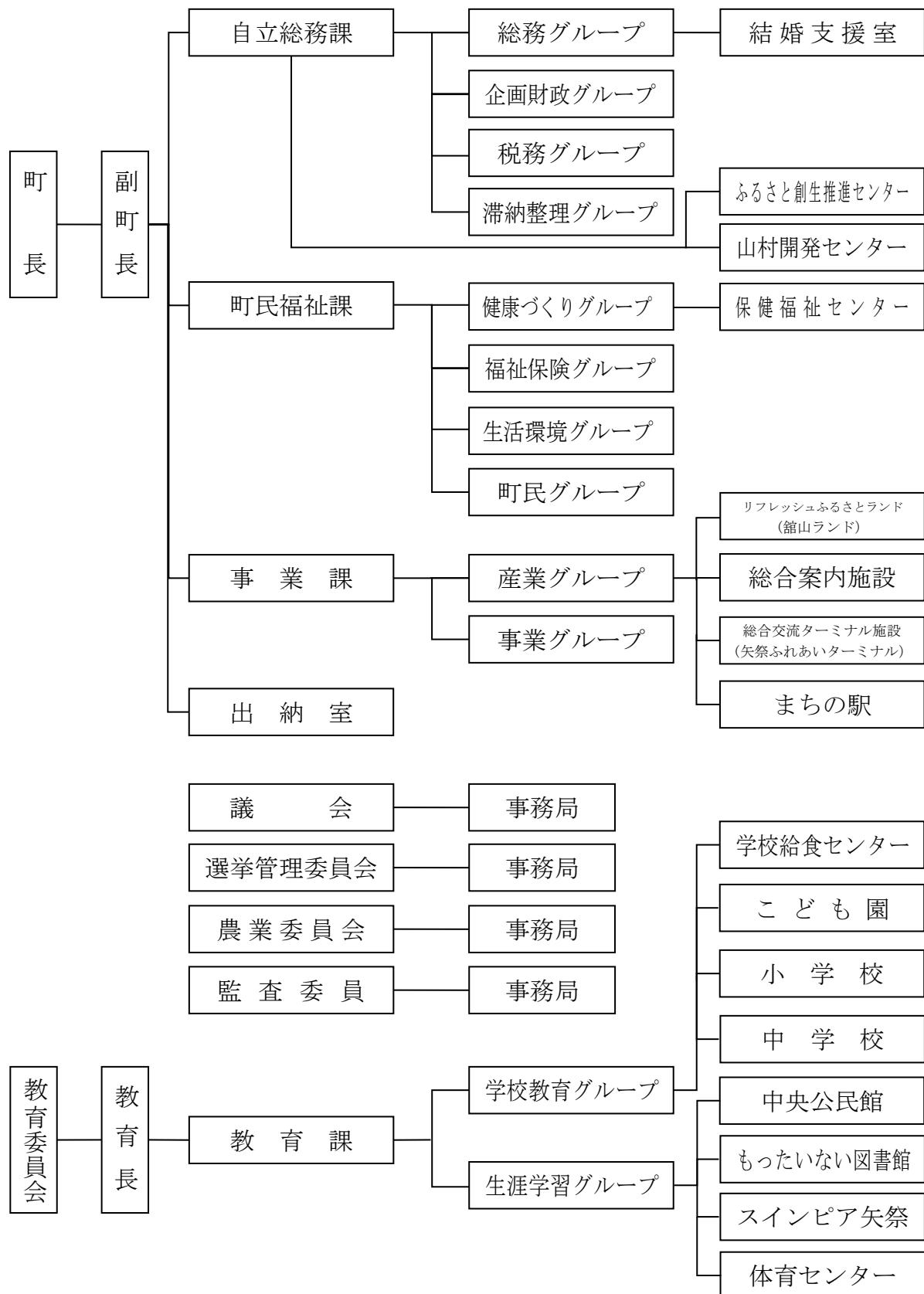
広域行政については、本町を含む 1 市 4 町 4 村で構成する白河地方広域市町村圏整備組合が設置されており、情報通信ネットワーク事業、救急医療運営費補助事業の実施、介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会の運営、消防防災・救急救命業務、消防施設等の整備、滞納整理業務等、広域的な業務を行い、地域政策課題についても構成市町村の相互理解と協調のもと一体的に取り組んでいる。

ごみ処理、し尿処理、火葬事業についても、昭和 37 年に東白川郡内 4 町村で設置した東白衛生組合が運営にあたっている。

その他、各種協議会・団体等が設置されており、それぞれの目標達成のため、関係市町村が連携して取り組み、均衡のとれた地域社会発展と豊かな生活環境づくりを目指している。

矢祭町行政組織図

(令和3年4月1日現在)



イ 財政の状況

本町の令和元年度の歳入決算額は 4,672,551 千円であり、その内訳は町税や使用料、手数料、財産収入等の自主財源が 1,900,096 千円（40.7%）、地方交付税はじめ、国県支出金、地方債等の依存財源が 2,772,455 千円（59.3%）と、依存財源に頼る財政運営となっている。これを平成 25 年度と比較すると、自主財源 4.6 ポイント減、依存財源 4.6 ポイント増という現状にある。また、町税についてみると、歳入総額に占める割合は、平成 20 年度が 25.1%、平成 25 年度で 16.6%、令和元年度では 19.8% と景気低迷による企業業績等により左右されやすい状態にある。

一方歳出は、平成 25 年度は 4,645,366 千円であったが、令和元年度で 4,184,150 千円となり 13.2% 減少している。その内訳をみると義務的経費が 1,149,138 千円（構成比 27.5%）で平成 25 年比 3.6 ポイント増、投資的経費が 889,726 千円（構成比 21.3%）で 2.2 ポイント増、その他 2,145,286 千円（構成比 51.2%）で 5.8 ポイント減となっている。

財政力指数は平成 25 年度の 0.32 から令和元年度の 0.38 と微増となっている。しかし、この間は町内誘致企業の業績による法人町民税等の税収の減により、自主財源の確保が困難な状況もあり、近年、急速な少子高齢化に伴う、社会福祉費が増加している中で、産業振興や生活基盤の整備を推進して地域の活性化を図る必要があり、財政を取り巻く情勢は極めて厳しい状況にあるといえる。

表 1－2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 17 年度	平成 20 年度	平成 25 年度	令和元年度
歳入総額 A	3,213,516	3,247,307	4,823,076	4,672,551
一般財源	2,332,490	2,359,173	2,524,567	2,819,070
国庫支出金	84,313	66,251	350,181	230,745
都道府県支出金	139,520	125,912	286,095	302,130
地方債	396,800	177,945	278,349	344,796
うち過疎債	159,800	43,300	137,000	218,200
その他	260,393	518,026	1,383,884	975,810
歳出総額 B	3,107,799	3,113,621	4,645,366	4,184,150
義務的経費	1,584,419	1,415,584	1,108,624	1,149,138
投資的経費	359,790	169,112	888,065	889,726
うち普通建設事業	342,273	158,296	877,565	557,290
その他	1,163,590	1,528,925	2,648,677	2,145,286
過疎対策事業費	1,024,070	125,276	182,327	325,418
歳入歳出差引額 C(A-B)	105,717	133,686	177,710	488,401
翌年度へ繰越すべき財源 D	0	31,876	47,968	214,833
実質収支 C-D	105,717	101,810	129,170	273,568
財政力指数	0.28	0.38	0.32	0.38
公債費負担比率	27.3	22.9	16.3	10.0
実質公債費比率	19.9	15.8	1.5	1.6
起債制限比率	13.9	10.6	—	—
経常收支比率	89.2	83.1	74.3	84.9
将来負担比率	—	21.7	—	—
地方債現在高	4,833,042	3,773,323	3,543,121	5,094,804

ウ 主要公共施設等の整備状況

本町における主要公共施設等の整備状況は、表 1-2(2)のとおり推移しており、着実に整備はされてはいるものの、道路改良や浄化槽の設置等、今後も重要課題として積極的に取り組む必要がある。

表 1－2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 20 年度末
市町村道 改 良 率 (%)	4.9	24.8	57.3	64.9	66.5
舗 装 率 (%)	2.2	21.4	72.2	81.7	85.7
農 道 延 長 (m)	—	—	18,375	24,824	35,071
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	59.5	74.7	125.7	136.9	132.1
林 道 延 長 (m)	46,782	63,145	102,280	96,162	97,390
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	4.7	6.9	7.5	10.1	10.2
水 道 普 及 率 (%)	22.0	61.2	81.6	84.9	89.5
水 洗 化 率 (%)	—	48.0	65.2	51.6	65.5
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	—

区分	平成 22 年度末	平成 25 年度末	令和元 年度末
市町村道 改 良 率 (%)	67.2	68.0	69.1
舗 装 率 (%)	87.4	87.7	88.5
農 道 延 長 (m)	37,210	44,145	47,876
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	137.4	142.8	—
林 道 延 長 (m)	97,390	97,390	97,390
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	10.2	10.3	—
水 道 普 及 率 (%)	90.0	90.1	93.9
水 洗 化 率 (%)	70.2	75.0	86.5
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町ではこれまで、少子高齢化社会に対応し、人口の定着を図り過疎化を解消するため、令和 2 年度に策定した第 6 次総合計画では、1. 地域全体で子どもたちの笑顔を守り、子どもたちが元気に育つまちづくり、2. 町民誰もが、活躍の場を持っていきいきと暮らし、互いに支え合い思い合って暮らせるまちづくり、3. 豊かな自然を活かし、守り、共に発展するこれからも住み続けたいまちづくりの基本的な考え方を「まちづくりの基本理念」として推進し、教育の振興、高齢者福祉の増進や交通通信体系の整備による生活環境の充実、農林業基盤整備や企業誘致による産業の振興、河川や国道等の整備促進に取り組んでいる。

しかし、少子高齢化に伴う人口減少に歯止めはかかっておらず、産業構造の変化がもたらした耕作放棄地の増大や森林の荒廃など、社会経済情勢は大きく変化している。

本町が、過疎化が進む中でも、将来にわたり持続可能な行政運営を推進するには、従来にも増して、地域の特性や実情に応じた自主・自立のまちづくりを推進する必要があり、次の基本方針に基づき、様々な分野において積極的な施策を展開する。

- ①農林道等基盤の整備を積極的に推進し、生産性の向上と土地の有効活用を図る。
- ②農商工業者と連携して観光資源や文化資源を見直し、観光客等交流人口の増加を図る。
- ③山間地域活性化のため、地域資源を活用した雇用の場の創出を図る。
- ④首都圏に近い地理的優位性を高めるため、国県道や主要町道の整備を促進する。
- ⑤高度情報化社会に対応する、情報通信基盤の整備を図る。
- ⑥浄化槽や水道施設、消防設備の更新等、生活環境施設の整備を図る。
- ⑦各種健診の受診率の向上と、住民の健康増進を図る。
- ⑧子育て支援や結婚支援の環境整備を促進する。
- ⑨近隣町村との連携協力による休日診療や夜間診療体制の確保を図る。
- ⑩教育施設やコミュニティ施設等の公共施設の整備を図る。
- ⑪文化振興等を積極的に推進する。
- ⑫人口減少に歯止めをかけ、定住人口増加を図る。
- ⑬人材育成事業を推進する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき、出生・異動の改善に長期的視点から取り組むことにより、令和7年度における趨勢人口数4,910人に対して戦略人口数5,102人を目標とする人口減少抑制対策を講じる。自然減対策としては、若い世代を中心とした出産・子育てに関して、理想とする子どもの数に対する経済的・年齢的理由による課題や心理的・身体的理由による育児への不安といった理想と現実のギャップ解消に向けて、経済支援を含めた結婚・出産・子育てへの切れ目ない支援により、令和7年度における合計特殊出生率2.10を目指す。また、社会減対策としては、今般のコロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴う、田園回帰等の流れを好機と捉え、本町に移住、定住を希望する方の雇用の場の確保や住まいの確保に加え、地域資源やICTを有効に活用した観光・交流の拡大、関係人口の創出等により、国内外からの新しい人の流れを作ることで転出抑制・転入促進を図り、令和7年度までに移動ゼロ（均衡）を達成する。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

評価・検証の客観性・妥当性を担保するため、産官学金労言等の有識者と住民で構成する「矢祭町総合戦略推進会議」において、P D C A サイクルによる評価・検証の仕組みを確立し、毎年度 10 月に評価を実施する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

矢祭町公共施設等総合管理計画では、公共施設等管理の必要性を踏まえ、次のような公共施設等管理の基本方針を設定して目指す方向を定めており、これらに基づき本計画内の事業を実施する。(令和 3 年度中に改定予定)

第 4 章 公共施設等管理計画

第 1 節 公共施設等管理の基本方針

【目標 1】施設量適正化の推進

公共施設のあり方や必要性について、町民ニーズや費用対効果などの面から総合的に評価を行い、施設保有量の適正化の実現。

【目標 2】安全・快適で永く活用できる施設管理の推進

今後も活用していく施設については、定期的な点検・診断を実施し、計画的な維持修繕を徹底し、長寿命化を推進することにより、長期にわたる安心・安全なサービスの提供に努めるとともに、財政負担の軽減と平準化を図る。

【目標 3】適切な施設配置と民間活力導入の促進

更新・統廃合により、適切な施設配置を進めるとともに、民間企業等の持つノウハウや資金を積極的に導入し、施設の整備や管理における官民の役割分担の適正化を図り、財政負担の軽減とサービス水準の向上を図る。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

昭和 35 年以降一貫して人口減少が続く本町において、移住・定住等の促進は最も重要な施策の一つであり、子育て世帯の定住促進や地域おこし協力隊の受け入れ、UIJ ターン者に対する就職奨励金支給、移住支援金給付等の支援に加え、若者が町に残れる・帰れるまちづくりの推進を図ることが求められている。

また、地域間交流を促進するため、地域資源を活用した滞在型観光や体験型、学習型によるグリーンツーリズムやエコツーリズムを促進し、移住希望を持つ若者や中堅世代等を対象に、定住や二地域居住への誘導を図る。

(1) 現況と問題点

少子高齢化の影響により、人口減少が進み、地域経済は衰退する恐れがあるので、町外からの移住や首都圏との関係人口の増加を図り、定住を促進する必要があるため、雇用・住宅・結婚・子育てなど、定住に必要な関係分野と連携していくことが求められる。

また、地域間交流においては、豊かな自然環境や魅力ある観光資源が豊富にあるものの、インターネット等を活用した情報発信や定住・二地域居住の受入体制が整っていない現状にある。

(2) その対策

- ①新たに住宅を取得しようとする町内外の子育て世帯に助成をするとともに、町外からの移住を促進するため、矢祭ニュータウンと連動した新たな助成制度の検討を進める。
- ②就職マッチングサイトにより対象となる企業に就職した方、福島県起業支援金の交付決定を受けた方に、世帯の場合は 100 万円・単身の場合は 60 万円の移住支援金給付を行う。
- ③町の魅力及び地域の資源等を掘り起こし、町外の定住希望者への情報発信等を行う。
- ④町に住む高校生や町から離れ生活を送る大学生及び町に関わりのある大学生と地域活動に取り組む住民とが WEB 会議やまちづくり活動などの交流を図り、町の良さを互いに再認識することで移住・定住の促進を図る。
- ⑤本町の自然観光資源や農地、山林資源を活用した都市との交流を推進し、地域の活性化を図る。

3 産業の振興

産業の振興は、安定した雇用の場と所得を確保し、若年層の流出を抑制する上で重要な施策である。

まず、農林業の振興については、生産基盤の整備に取り組み、気象・立地条件を活かした農林産物の生産や新たな特産品開発、森林資源の有効活用による経営の多角化を促進し、農林業従事者の育成・確保及び経営基盤の強化を進める。

企業誘致については、現在4つの工業団地でハイテク新素材関連企業5社が操業しており、雇用機会の拡大は本町の活性化に大きく寄与している。今後ともこれら誘致企業を含め、新たな企業を誘致し強化を図る。

また、起業を促進するため、1次、2次、3次産業が様々な形で連携して地域産業6次化による新規産業の創出を図り、地域資源を活用した地産地消の推進と新たな事業展開を支援する。

観光業については、近年のライフスタイルの変化や価値観の多様化等に対応するため、観光担い手の育成や滞在型観光体制の整備、グリーンツーリズムや農家民泊開設の推進により観光の誘客を図る。

商業については、商工会や関連団体との連携強化を図りながら、個々の店舗が地域に密着したきめ細かな対応や魅力ある店舗への改善により集客力を高めていくための整備資金の融資や経営合理化の促進を図る。

また、白河市を中心市として県南地方9市町村で構成するしらかわ地域定住自立圏における第2期共生ビジョン（期間：令和2年度～令和6年度）で掲げている企業の競争力の向上や農業の担い手確保、農産物の消費拡大、鳥獣被害対策といった産業振興、広域観光の推進による観光振興に加え、町内全域を産業振興促進区域とし、一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業、農林水産物等販売業、畜産業、水産業及び情報サービス業等について、条例に基づき課税免除を行い産業の振興を図る。

(1) 現況と問題点

本町の農業の生産基盤は田81.3%、畑20.7%が整備されており、林道網についても林野1ha当たりの林道延長が10.3mと整備が進んでいるものの、高齢化や若者の農林業離れが進む中、耕作放棄地の増加や森林荒廃による公益的機能の低下が懸念されている。

企業誘致の結果、既存企業も含め17の事業所に1,385名の従業者が雇用されているが、更なる企業誘致の推進と雇用機会の拡大を図る必要がある。

商業については、モータリゼーションの進展に伴う商圏の拡大から購買力の町外流出が顕著であり、小規模な店舗では低価格で品揃えの豊富な大型店との競争に対抗で

きなく衰退・停滞している状況にある。

観光については、本町は古くから自然探勝の地として親しまれてきており、奥久慈県立自然公園矢祭山や滝川渓谷、福島県天然記念物戸津辺の桜、また、町の中心には館山リフレッシュふるさとランド、東館温泉ユーパル矢祭、町営プールスインピア矢祭等、多くの観光資源があることから、これらを有機的に活用する施策の展開が必要である。

(2) その対策

- ①基幹農道等の基盤整備を進め、生産加工流通等の体系を広域かつ一体的に確立する。
- ②認定農業者や新規就農者の育成支援を図る。
- ③林道整備等による計画的な森林施策の推進と特用林産物の振興を図る。
- ④林業経営の多角化、林業就業者の確保・育成を図る。
- ⑤本町の自然観光資源や農地、山林資源を活用した都市との交流を推進する。
- ⑥観光客を誘致する新しい魅力の観光資源の開発、町文化資源の発掘を行う。
- ⑦しらかわ地域定住自立圏における第2期共生ビジョン（期間：令和2年度～令和6年度）で掲げている産業振興及び観光振興を推進する。
- ⑧一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業、農林水産物等販売業、畜産業、水産業及び情報サービス業等について、条例に基づき課税免除を行い産業の振興を図る。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
3 産業の 振興	(8)観光又はレクリエーション	あゆのつり橋周辺親水広場整備事業	矢祭町	
		リフレッシュふるさとランド修繕工事	矢祭町	
		滝川渓谷整備事業	矢祭町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業促進区域及び振興すべき業種

産業振興 促進区域	業 種	計画期間	備 考
矢祭町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、 畜産業、水産業及び情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「3. 産業の振興」における施設等の整備については、矢祭町公共施設等総合管理計画の施設類別の管理に関する基本的な方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。（令和3年度中に改定予定）

第4章 公共施設等管理計画

第4節 類型別の方針

1. 社会施設

- ・貸室機能については、各施設の設置状況や利用状況を勘案しつつ、全町レベルで必要性と配置を再検討し、施設の更新に合わせて統合・整理や複合化を検討します。
- ・利用圏が重複している施設や複数設置されている施設については、更新にあわせて統合・整理を図るとともに、用途変更も含めて検討します。
- ・直営の施設にあっては、指定管理者制度等の経営形態の検討を行うとともに、段階的に業務の委託化を進め、効果的・効率的な運営を図ります。
- ・施設や設備の定期的な検査と更新を計画的に進め、施設の質を保全し長寿命化を図ります。

4 地域における情報化

情報通信処理技術の飛躍的な進歩による社会生活や産業活動等のあらゆる面での情報化の進展は、地理的、時間的、距離的制約を克服するものであることから、過疎地域が生活面や産業面等で大きなメリットを受けることが期待される。

情報通信施設については、各種情報が入手できるように音声や動画などの高速・大容量通信に対応した光ファイバー網を始めとした情報通信基盤の整備を促進する必要がある。

(1) 現況と問題点

情報通信基盤の整備は、高速・大容量通信に対応した光ファイバー網を始めとした情報通信基盤の整備が必要な地域や携帯電話の不感地域もまだ多くあり、携帯電話事業者への整備の働き掛けや、補助金等を活用した基地局・伝送路の整備支援など、通話エリア拡大に向けた取組みを行う必要がある。

(2) その対策

- ①携帯電話不感地域の解消と光ファイバー網の整備を推進する。
- ②しらかわ地域定住自立圏における第2期共生ビジョン（期間：令和2年度～令和6年度）で掲げている効率的な情報通信システム等の運営により情報化の推進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
化における地域に 4 4	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 告知放送施設	IP 告知システム・地上デジタル放送再配信システム整備事業	矢祭町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「4. 地域における情報化」における施設等の整備については、隣接町である塙町との共同事業であり、施設については塙町に設置されるため、本町公共施設等総合管理計画への記載はない。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

過疎地域の持続的発展を図るために、地域間の連携を深め、経済活動や観光・交流活動を拡大するための基盤となる幹線道路網を始めとする交通ネットワークの整備を重点的に進める必要がある。

また、地域の鉄道・バスについては、住民の足として欠かせないものであるほか、地域の活性化を図る上で重要な役割を果たしている。しかしながら、モータリゼーションの進展や少子化の影響などにより利用者が減少し、事業者の努力による路線の維持が困難になっている。このため、住民が安心して日常生活を送るために必要な生活交通の維持・確保を図る必要がある。

本町の道路は国道118号と国道349号が主軸となり、県道石井・大子線、県道下関河内・小生瀬線、県道矢祭山・八楓線の3路線と合わせて広域道路網を形成しており、これらに有機的に結びつき、町民生活を支える町道については、安全に配慮した整備改良や維持管理を継続して行う。

農道の整備は、農業の近代化や生産物流通の合理化等に資するものであり、一方集落間や集落と基幹的道路等を結ぶ生活道路としての役割もあることから、計画的な整備と維持管理が必要である。

林道についても順調に整備されており、森林施業の適切な推進と林業経営の効率化を図るため、状況を見ながら整備及び維持管理を進めていく。

(1) 現況と問題点

国道・県道とも舗装率は100%であるが、改良率が64.6%（国県道現況調書より）と低く、高速交通体系へのアクセスの向上や産業活動の活性化を図るため、引き続き整備促進を要望する必要がある。

一級町道、二級町道については、過疎対策事業により計画的に改良・舗装が進められ整備は順調に進捗しているが、一部未改良路線があり、これらの整備が必要である。

また、町道の橋梁は建設後50年が経過し、老朽化したものがあることから、道路交通の安全確保及び橋梁の長寿命化を図るため、計画的かつ予防的な修繕が必要である。

農道は、ほ場整備事業等に併せて改良されてきたが、山間地域では地理的、地形的に整備が困難であり、農業生産の近代化や農産物流通の合理化等による経営改善が遅れており、耕作放棄地の増加が懸念される。

林道の整備率は近隣市町村と比べても順調に進捗しているが、雨水による路面の浸食が著しく、路面の整正や路盤材の補充等、継続した維持管理が必要である。

表2-1(1) バス路線及び運行回数

区間	回数	備考
棚倉駅前～東館	12	福島交通(株)
東館車庫～上茗荷	7	〃
矢祭中学校前～追分	5	〃
矢祭中学校前～大塙	8	〃
矢祭中学校前～矢祭ニュータウン	0	〃

表2-1(2) JR水郡線運行回数

上・下線別	回数	備考
上り	8	
下り	9	

表2-2 道路の概要

(単位: km・%)

区分	路線数	実延長(a)	改良済延長(b)	改良率(b/a)	舗装済延長(c)	舗装率(c/a)
一般国道	2	30.2	19.5	64.6	30.2	100.0
県道	6	18.9	12.2	64.6	18.9	100.0
町道	170	94.9	65.6	69.1	84.0	88.5
うち一級	7	22.2	20.9	94.1	21.9	98.6
二級	13	13.6	11.4	83.8	13.2	97.1
その他	150	60.2	32.9	54.7	48.3	80.2
農道	209	115.2	73.7	64.0	39.1	33.9
林道	43	97.4	97.4	100.0	44.3	45.5
合計	397	353.6	264.8	74.9	207.7	58.7

(一般国道についてはR2.4.1現在、県道以下についてはR3.4.1現在)

(2) その対策

- ①日常の生活の基盤を支える町道については、改良や維持管理を適切に行い、交通安全施設の設置により円滑かつ安全な交通を確保する。
- ②道路交通安全確保のため、老朽化した橋梁の修繕を行う。
- ③農業振興のため、生産・加工・流通の一体的な体系の構築を見据えた農道整備を推進する。
- ④林業施業の効率化を図り、森林の持つ公益的機能を保全するため、林道の維持管理を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路 橋りょう	町道舗装事業 柵・舟見線 L=800m W=4.0(5.0)m	矢祭町	
		町道舗装事業 高萩線 L=2,000m W=4.0(5.0)m	矢祭町	
		町道舗装事業 竹ノ内・仲町線 L=2,600m W=4.0(5.0)m	矢祭町	
		町道舗装事業 小田川・矢祭中央団地線 L=1,500m W=4.0(5.0)m	矢祭町	
		橋梁修繕事業 樅木橋 L=9.13m W=5.5m	矢祭町	
		橋梁修繕事業 茗荷第3号橋 L=7.73m W=4.0m	矢祭町	
		橋梁修繕事業 大内沢橋 L=8.81m W=7.45m	矢祭町	
		橋梁修繕事業 加羅沢橋 L=4.93m W=3.0m	矢祭町	
		橋梁修繕事業 臘橋 L=7.50m W=6.5m	矢祭町	
		橋梁修繕事業 真木野橋 L=23.21m W=4.5m	矢祭町	

	橋梁修繕事業 界橋 L=21.04m W=5.5m	矢祭町	
	橋梁修繕事業 東橋 L=160.1m W=5.5m	矢祭町	
	橋梁修繕事業 栗木平橋 L=26.03m W=3.5m	矢祭町	
	橋梁修繕事業 宇津久橋 L=28.05m W=4.0m	矢祭町	
	橋梁修繕事業 皮田橋 L=12.6m W=4.5m	矢祭町	
(2) 農道	農道整備事業 農道関岡1号線 L=417.0m W=4.0m	矢祭町	
	農道整備事業 農道関岡2号線 L=103.0m W=4.0m	矢祭町	
	農道整備事業 農道関岡3号線 L=502.0m W=4.0m	矢祭町	
(3) 林道	林道滝川西線舗装事業 L=500m W=5.0m	矢祭町	
	林道小田川・山下線舗装事業 L=400m W=3.5m	矢祭町	
	林道内川町・平畠線舗装事業 L=200m W=3.5m	矢祭町	
	林道小坂・平都線舗装事業 L=200m W=4.0m	矢祭町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「5. 交通施設の整備、交通手段の確保」における施設等の整備については、既存の矢祭町公共施設等総合管理計画に記載されていないが、令和3年度中に改定予定の次期計画では記載されるため、改定後の管理に関する基本的な方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

6 生活環境の整備

町の中央を流れる久慈川は、阿武隈山系や八溝山系から流れ出た支流が合流し、田畠を潤し、名産の鮎を育て、豊かな自然環境を形成する重要な地域資源であり、下流域では上水道用水としても活用されている。水源の里にあたる本町は、公益的機能を有する森林を守り、生活雑排水の流入による水質汚濁を抑制し、今後もこの自然環境を保全する使命がある。

また、生活の基本となる生活用水の確保や消防防災・救急救命体制の整備についても、若年者の定住や都市住民との交流を促進するうえで重要な施策である。

水道普及率は 93.9%と、これまでの過疎対策事業により整備されてきたが、配水管の老朽化を計画的に更新し維持管理に努め、安定した生活用水の供給を図っていく。

水洗化率は 86.5%と県内では低位にあり、河川の水質汚濁抑制のため、引き続き浄化槽設置を促進する必要がある。

ごみ・し尿処理については、東白川郡内 4 町村で設置した東白衛生組合が行っているが、ごみ分別の徹底やリサイクル（再生利用）・リユース（再使用）・リデュース（発生抑制）・「リフューズ」（ごみとなるものを断る）の啓蒙により、環境保護への意識高揚を図る必要がある。

消防については、町民の生命と財産をあらゆる災害から守る使命があるので、消防組織体制の充実を図り、施設整備と装備の拡充を計画的に進める。

(1) 現況と問題点

本町の水道事業は、昭和 47 年度に第 1 簡易水道、昭和 55 年度に第 2 簡易水道が整備され、簡易水道の給水区域に含まれない山間部については飲料水供給施設で整備されており、平成 28 年度には上水道事業に移行した。

しかし、今後、水道施設の老朽化による配水管等の漏水が多発する恐れがあり、住民生活を支えるライフラインとして、水道施設の計画的な更新が必要となっており、安定した生活用水の供給に向け、適切な運営が求められている。

浄化槽については、設置数は増加しているものの汚水処理人口普及率は依然として低位にあり、生活雑排水による河川の水質汚濁が懸念される。

本町の消防は、白河地方広域市町村圏消防本部管轄矢祭分署と矢祭町消防団で構成されている。矢祭分署には水槽付ポンプ車 1 台、救急車 1 台、連絡車 1 台が配備され、職員数 9 名による常備消防体制がとられている。

一方、矢祭町消防団は、自動車ポンプ 4 台、小型動力ポンプ及び積載車 13 台、団員は団長以下 232 名で組織されている。近年、消防団員の多くは地域に若年者が少ないため高齢化しており、会社勤めで昼間の火災時には、人員確保が困難になってきてい

る。そのため、初期の対応にあたる消防協力隊や役場消防隊が組織されている。

消防施設は住民の生命・財産を守るうえで重要な施設であるが、防火水槽の未設置地区や経年により老朽化しているものもあり、火災発生時の消防水利を確保する必要がある。

また、災害発生時における備蓄品については、矢祭町山村開発センター及び矢祭町保健福祉センターに設置している防災倉庫を活用し保管している。近年、災害が広範囲化かつ激甚化していることを踏まえ、各地区の地域防災力の強化が早急に必要である。

(2) その対策

- ①水道施設の計画的な維持管理により安定した生活用水の供給に努める。
- ②浄化槽の設置普及を推進する。
- ③消防施設設備の整備拡充を計画的に推進する。
- ④町内各避難所において、防災倉庫を配備し、地域防災力向上に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
6 生 活 環 境 の 整 備	(1) 水道施設 上水道	・生活基盤施設耐震化等交付金 配水管耐震化事業	矢祭町	
	(5) 消防施設	防火水槽整備 ・耐震性防火水槽 40 m ³ ・耐震性防火水槽 100 m ³	矢祭町	
		消防施設設備 ・消防屯所 ・モーターサイレン付つりさげ柱 ・消防ポンプ自動車 ・消防ポンプ積載車 ・小型動力ポンプ	矢祭町	
	(7) 過疎地域持続的発展特 別事業 防災・防犯	避難所備蓄品購入事業	矢祭町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「6. 生活環境の整備」における施設等の整備については、矢祭町公共施設等総合管理計画の施設類別の管理に関する基本的な方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。（令和3年度中に改定予定）

第4章 公共施設等管理計画

第4節 類型別の方針

5. 行政施設

- ・役場庁舎は、施設の更新にあわせて行政機能の複合化や集約化を図ります。
- ・用途変更予定の施設については、新たな需要に対応する利活用や管理体制について検討します。
- ・機能が類似している施設や近接する施設、当初の利用がされていない施設については、統廃合に向けて整理を図るとともに、用途変更も含めて検討します。
- ・民間の運営が可能な施設については、施設の民間移管を検討します。

6. 給排水施設

- ・排水浄化施設など民間の維持管理が可能な施設については、施設の民間移管を検討します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

本町は人口の約39%が65歳以上の高齢者と県内過疎地域の中でも高い水準にある。このため、高齢者の方々がいつまでも健康で積極的に社会参加でき、豊かな経験から得た知識や技能を発揮できる社会の形成が必要であり、要介護状態となっても家族が安心してケアできる支援体制の整備、介護サービスの充実を図らなければならない。

また、高齢者と同様に障がい者の自立支援、児童の健全育成や子育て支援にも積極的に取り組み、子どもからお年寄りまで安心して暮らせる福祉に満ちたまちづくりを展開していく必要がある。

高齢者が生きがいを感じて生活を送り、いきいきと社会活動に参加できるよう、シルバー人材センター等での就労機会の確保や生涯学習の支援、世代間交流を通じての知識や技能を伝承する機会を支援する必要がある。

また、医療機関と協力して保健指導にあたり、健康相談や健康教室等を実施するとともに、特定健康診査を通して高齢者等の健康づくりの増進を図る。

高齢者福祉については、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センターとの連携を密にし、保健・医療・各種在宅サービスの充実を目指している。

児童福祉については、家族形態の変化や女性の社会進出、就業形態の多様化等に伴う、子どもを持つ家庭からの保育需要に対応するため、環境基盤の整備や育児支援など保育サービスの充実を図る。

障がい者福祉については、障がい者計画に基づき、障がい者の自立支援と社会参加の推進を図る。

(1) 現況と問題点

今後更なる高齢化に伴う、一人暮らしの高齢者世帯や認知症高齢者の増加、介護従事者の不足など、これらに伴う在宅介護や老老介護の増加、社会参加の低迷、集落活動の衰退などが懸念され、超高齢化社会を見据えた社会福祉基盤の整備は必要である。

40歳から74歳までを対象とする特定健康診査の受診率は平成20年度47.1%、平成25年度52.0%と少しづつ増加傾向にあったが、令和2年度は51.7%と横ばい状態が続いている。最も低い受診率は45～54歳の女性で28.6%、全体では40歳～54歳までの受診率が低いため、受診勧奨を推進していく必要がある。乳幼児のからの生活習慣病予防に取り組み、高齢者の介護予防につながるよう各年代の健康づくりに継続的に取り組むことが必要である。

また、高齢者の医療費を抑制するため、予防接種の効果等について周知啓発を図る必要がある。

保育施設については、こども園として幼保一体による保育サービスを展開しているが、核家族化が進行する中、夫婦共働きやひとり親家庭での子育て負担は特に大きいため、預かり保育の充実等によりサービスの向上を図る必要がある。しかし、保育士の確保が困難になっている。

障がい者福祉については、障がい者自立支援センターが開所し、障がい者の自立支援と社会参加の推進を図っているものの、地域の受け入れ体制が整っていないため、地域体制の充実が必要であり、日常生活の支援、安心して暮らせる環境づくりを目指している。

(2) その対策

- ①高齢者の生きがい作りのために、生涯学習事業の充実や高齢者連合クラブ組織の強化、シルバー人材センターの活用を促進する。
- ②デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の既存施設の活用及び整備を行い老人福祉サービスの充実を図る。
- ③子どもから高齢者までの健康づくりを推進するため保健福祉センターを活用する。
- ④介護保険制度の適正な運営により介護サービスの充実を図る。
- ⑤特定健診やがん検診の受診率を向上させるため啓発活動を行うとともに、生活習慣病予防対策事業を展開し、町民の健康づくりを推進する。
- ⑥多様化する子育てニーズを支援するため、こども園の預かり保育等実施により保育の充実を図るとともに、学校施設等を利用して放課後児童クラブを運営する。
- ⑦妊娠婦健康診査費用、子ども医療費、任意予防接種費用の助成など母子保健対策を推進する。
- ⑧障がい者自立支援センターが行う福祉サービスを拡充する。
- ⑨子育て中の方が気軽に交流できる場、子どもの発達（年齢）に応じた共通の遊び場を確保するため、親子が互いに成長し合える施設の整備を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
祉の向上及び増進 高齢者等の保健及び福 子育て環境の確保、 7	(3) 高齢者福祉施設 その他	デイサービスセンター建設事業	矢祭町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	室内遊び場整備事業	矢祭町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」における施設等の整備については、矢祭町公共施設等総合管理計画の施設類別の管理に関する基本的な方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。(令和3年度中に改定予定)

第4章 公共施設等管理計画

第4節 類型別の方針

2. 保健福祉等施設

- ・直営の施設にあっては、指定管理者制度等の経営形態の検討を行うとともに、段階的に業務の委託化を進め、効果的・効率的な運営を図ります。
- ・民営化が可能な施設については、民営化に向けて整理を図るとともに、用途変更も含めて検討します。

8 医療の確保

高齢者に多く見られる慢性疾患や、「がん」「心疾患」「脳血管疾患」といった生活習慣病に対応するため、近隣町村と連携協力して、医療の確保を図らなければならない。

(1) 現況と問題点

本町には、一般診療所 2 箇所、歯科診療所 2 箇所が開所している。

高齢化に伴い、高齢者の受診者数が増加しており、また、小児科や産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科等の診療科目は町内にないため、町外の病院や診療所に通院することも多くなっている。

休日診療については、東白川郡内唯一の救急病院指定を受けている塙厚生病院をはじめ、近隣 8 つの病院と診療所の協力により当番医制度が設けられているが、夜間診療は行われておらず、大きな課題である。

(2) その対策

①塙厚生病院を地域の基幹病院と位置付け、特定診療科の充実や医師の確保を働きかける。

②近隣町村との連携により、休日・夜間診療の確保に努める。

9 教育の振興

過疎地域であっても、住んでいる地域によって学力格差があつてはならず、本町の未来を担う子どもたちの心身共に健全な育成を支援するため、教育の振興を図つていかなければならない。このため、一人一台のタブレット端末を活用した情報教育の実践、外国人講師による英語学習の向上、きめ細かい学習指導等の振興施策を展開する。

また、小中学校は地域のシンボルであり、安心安全な学習環境を確保するために、施設の整備及び改善を図つていくことが重要である。

一方、生涯学習分野においても、幅広い年齢の方々がライフステージに応じた現代的課題を学習する機会を提供し、一人ひとりの学習の成果が、生きがいにあふれた生活を生み、住みよい町づくりのために還元されるよう推進する。

その拠点となる町中央公民館や各地域の集会施設等の社会教育施設、町営運動場やテニスコート等のスポーツ施設についても適切な維持管理に努めるとともに、計画的な整備・改修を行う必要がある。

(1) 現況と問題点

平成 28 年 4 月に町内小学校 5 校が統合し、小学校 1 校、中学校 1 校となつたが、児童生徒数はいずれも減少傾向にあるため、小・中学校の互いの情報を共有し、児童・生徒の学力向上及び学校環境の整備や教員の交流授業等により連携を図り、学習及び学校生活の充実を支援する必要がある。

小学校の統合に伴い廃校になった学校施設は、校舎を含め、屋内運動場、プール、校庭等の付帯施設についても老朽化が進んでいる現状がある。

社会教育施設の中心の中央公民館は建設してから 53 年が経過し、老朽化していることや高齢者等が施設を利用する際に、不便をきたしている。

町民の健康増進、スポーツ人口の底上げを図り、幼児から高齢者まで幅広い年代の町民が各種スポーツや運動を気軽に親しめる環境を構築する必要がある。

地域活動の拠点となる各地域の集会施設は 29 箇所あるが、老朽化が著しい施設があり、計画的な整備が必要である。

矢祭中学校北校舎は令和 4 年に築 40 年となり、老朽化が進んでいたため大規模な改修が必要である。

表3 児童・生徒数の推移の一覧表

年 度 学校名		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
東 館 小 学 校	学級数	7	7	7	8	8
	児童数	142	135	124	124	116
下関河内小学校	学級数	4	4	4	3	4
	児童数	34	31	31	29	33
関 岡 小 学 校	学級数	4	4	4	3	3
	児童数	29	25	24	21	23
内 川 小 学 校	学級数	3	3	3	3	3
	児童数	24	17	18	18	19
石 井 小 学 校	学級数	7	7	7	7	7
	児童数	82	77	78	78	73
矢 祭 中 学 校	学級数	9	9	7	7	7
	児童数	183	189	168	162	140

年 度 学校名		28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
矢 祭 小 学 校	学級数	15	15	15	14	15
	児童数	261	263	265	254	263
矢 祭 中 学 校	学級数	5	6	8	7	8
	児童数	140	138	142	131	127

*平成 28 年度より 5 小学校を統合した矢祭小学校が開校

(2) その対策

- ①小・中学校の施設環境や快適な学習環境の確保に努める。
- ②学校の設備、備品の整備充実に努め、学校の機能強化を図る。
- ③きめ細やかな指導・学力向上を図るため、講師を配置する。
- ④中央公民館の改修を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	矢祭中学校北校舎改修工事	矢祭町	
		矢祭中学校屋内運動場改修工事		
		こども園預かり保育室拡張工事		
	(3)集会施設、体育施設等 公民館	中央公民館改修事業	矢祭町	
		体育センター修繕工事	矢祭町	
	(4)過疎地域持続的発展特 別事業	学習支援（講師配置）事業	矢祭町	
		小中学校入学支援運動着等支給事業	矢祭町	
		小中学校入学祝い金事業	矢祭町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「9. 教育の振興」における施設等の整備については、矢祭町公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。（令和3年度中に改定予定）

第4章 公共施設等管理計画

第4節 類型別の方針

1. 社会施設

- ・貸室機能については、各施設の設置状況や利用状況を勘案しつつ、全町レベルで必要性と配置を再検討し、施設の更新に合わせて統合・整理や複合化を検討します。
- ・利用圏が重複している施設や複数設置されている施設については、更新にあわせて統合・整理を図るとともに、用途変更も含めて検討します。
- ・直営の施設にあっては、指定管理者制度等の経営形態の検討を行うとともに、段階的に業務の委託化を進め、効果的・効率的な運営を図ります。
- ・施設や設備の定期的な検査と更新を計画的に進め、施設の質を保全し長寿命化を図ります。

3. 学校教育施設

- ・更新にあたっては、少人数学級の実施や特別支援学級の設置等を考慮した教室を整備するとともに、スケルトン・インフィル方式等の柔軟な設計の導入により、転用の容易化を図ります。

*スケルトン・インフィル方式

建物をスケルトン（骨格・構造躯体）とインフィル（内容・設備等）に分類し、前者は長期に利用できる「耐用性」を、後者は利用者の個別性や将来の変化に対応しやすい「可変性」を重視して、将来的に柔軟な対応ができるようにした建築方式。

10 集落の整備

それぞれの集落は地理的かつ社会的なつながりのもとに形成されているため、歴史的な経過や交通網、公共施設の整備状況等に配慮しながら整備を進める。

また、人口減少を抑制するため、宅地分譲を推進する。

(1) 現況と問題点

本町には 25 の集落があるが、特に山間地域では、集落人口、若年人口の減少、或いは一人暮らしの高齢者世帯または高齢者のみの世帯が増加している。また、空き家が目立つようになり、景観上や防犯上の不安が生じている。

森林の荒廃、耕作放棄地の増加に加え、相互扶助機能など集落が果たしてきた生活の基盤や地域コミュニティの低下が懸念されている。

平成 10 年度から分譲開始した矢祭ニュータウンは、全 274 区画の内、233 区画が売却済となっており、104 世帯が入居している。今後、残り区画についての販売強化を図らなければならない。

(2) その対策

- ①空き家の状況調査、空き家の再利用を図り、移住希望者に情報提供することで、定住・二地域居住を促進する。
- ②矢祭ニュータウンの宅地分譲を推進する。

11 地域文化の振興等

矢祭の地名は、平安中期に源義家が奥州12年戦争の凱旋の途中、こここの美景を賞賛し、背負っていた弓矢を岩窟に納めて戦勝報告の祭りを開き、武運長久を祈ったことに由来するとされ、現在でも矢祭神社として祭られており、その周辺は奥久慈県立自然公園矢祭山として多くの観光客が訪れる。

町指定文化財としては、佳老山石のお宮、板碑と義民善兵衛の石碑、役の行者像、天正五年銘の鰐口、戸塚の木造正觀世音立像、押立の梵鐘、戸津辺の桜、ラントの桜、佳老桜、谷地の桜が挙げられる。このうち戸津辺の桜は、福島県指定天然記念物にも指定されている。

また、東館地区の天王祭や戸塚百八灯祭、大塙地区の初午祭、地域での盆踊り等、伝統行事や祭りが引き継がれており、このように長年かけて築き上げられた地域文化を振興し、貴重な地域資源を活かした地域づくりを通じて、後世への継承と地域の活性化を図る。

さらに、町民が講演会や展示会等の文化芸術に触れる機会や、日頃の文化活動の成果を発表する機会についても、関係団体と連携しながら充実を図る。

(1) 現況と問題点

本町では、文化財保護審議会が文化財の保存及び活用並びに民俗資料について収集・展示を行っているが、町指定文化財を示す看板は設置されているものの、これらを有機的に結びつける案内看板や観光マップ等がなく、周辺整備が不充分であり、地域の伝統行事についての情報発信も不足している。

文化活動については、文化団体連絡協議会が主体となって、文化祭や芸能発表会を文化の日に合わせて開催している。

(2) その対策

- ①町指定文化財の定期的な巡視を行い、文化財の保存と管理に努めるとともに、地域資源としての活用も図る。
- ②矢祭神社の歴史と文化的価値を顕彰し、周辺環境整備を進める。
- ③文化事業の企画・運営にあたるリーダー、コーディネーター等の育成を促進する。

12 再生可能エネルギーの利用の促進

国が 2050 年までに目指しているカーボンニュートラル(温室効果ガスの排出と吸収でネットゼロを意味する概念)を実現するためにも、行政と住民が一体となって地球温暖化対策に取り組むとともに、二酸化炭素の排出削減となる省エネ機器の普及促進に努めることが重要である。

(1) 現況と問題点

既存の再生可能エネルギーの普及促進に関する事業は、住宅用太陽光発電設備のみに補助金を交付していたが、時代の変化により町内においても、住宅用定置リチウムイオン蓄電池や電気自動車を取得する住民が増加しており、支援の拡充などにより町内における再生可能エネルギーの普及促進を図らなければならない。

(2) その対策

①太陽光発電設備に加えて定置用リチウムイオン蓄電池などの省エネルギー設備の設置に補助金を交付し、再生可能エネルギーの一層の普及を支援することにより、利用促進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
12 再生可能エネルギーの利用の促進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー推進事業補助金 ・太陽光発電設備 ・定置用リチウムイオン蓄電池 ・木質バイオマス燃焼機器 ・小型風力発電設備 ・小水力発電設備 ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ＊災害時に地域でお互いに支え合える 共助への協力を必須とし、売電を行う 設備については、地域の活性化に 資することを目的とすることで地域 の持続的発展を図る。	矢祭町	

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

少子高齢化や人口流出による人口減少を抑制し、人口の定着を図りながら過疎化を解消するため、人と社会と自然が共生した、町民一人ひとりが健康で豊かな生活を享受できる社会の実現に向けた、町独自の施策の積極的な展開を図る。

少子化対策としては、出生児を祝福し健やかな成長を願って、第1子、第2子に10万円ずつ、第3子に50万円、第4子に100万円、第5子以上に150万円をすこやか赤ちゃん誕生祝い金として支給し、さらに健全育成奨励金として、第3子以降の2歳から11歳まで毎年5万円、計50万円を支給することで、妊娠出産を促し、少子化対策を行っている。

さらに、結婚支援事業として、プロジェクトY事業では、町内未婚者の結婚難を解消するため、出会いの場の提供や、アドバイザーや出会い系プランナーを設置して相談・紹介業務を行っている。さらに結婚祝い金支給事業は、定住することを条件に1年目10万円、3年目にも10万円の祝い金を支給し定住促進を図っている。

また、令和3年3月に策定された東館駅周辺整備計画における4つの重点プロジェクトに基づき、施設の更新が望まれる公共施設やまちの賑わいづくりに有効な施設の導入等を目指す。

駅舎と公共施設等の合築整備プロジェクトでは、駅舎、中央公民館、トイレ、特産品販売所、まちの駅、教育委員会、商工会館などの合築を想定する。

駅東西自由通路及び交通広場の整備においては、東西自由通路及びバス転回場等を駅舎等の合築の配置と連動して整備する。

商業・業務地活性化プロジェクトについては、空き地、空き家を活用した通路や交流施設の整備を検討、推進する。

運動・公園施設整備プロジェクトでは、400mトラックを持つグラウンドや子どもの遊び場等の開放的な施設を想定し、イベントの開催や駐車場としての活用等に対応できるような施設の規模、配置とする。

(1) 現況と問題点

住民との協働のまちづくりを実現し、地域の活性化に取り組むためには、継続的な人材の育成が重要であり、行政的課題を共に考える機会の提供が必要である。

本町の出生人数は、平成27年度から令和元年度まで平均年39人であり、人口動態は自然減の傾向にあるため、出生人数の増加を図る施策及び町外からの流入人口の増加を図る施策の展開が重要である。

さらに、町内に在住する25～45歳の約3人に1人が独身者であり、少子化を改善し人口増加を図るためにも独身者の結婚支援を推進する必要がある。

東館駅周辺整備については、大型台風による災害や新型コロナウイルスの感染拡大などによる社会情勢の変化を踏まえた上で、整備における個別の計画に優先順位を付けるとともに、今後の本町をとりまく状況を睨みながら、段階的な実現にむけた計画のステップアップの条件整理や計画前提条件の変化に対応した見直し等が必要である。

(2) その対策

- ①すこやか赤ちゃん誕生祝い金等事業により、少子化の解消を図る。
- ②結婚祝い金支給事業により、町内未婚者の結婚難解消を図る。
- ③結婚新生活支援事業の引越費用等の補助により、町外からの転入者の増加・少子化の解消を図る。
- ④東館駅周辺整備計画内の整備方針に基づいた短期的及び中長期的目標の達成を目指し、まちの賑わいづくりや商業の活性化等を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
13 その他の地域の持続的発展に関する必要な事項	(1)過疎地域持続的発展特別事業	すこやか赤ちゃん誕生祝い金等事業 ＊出生児を祝福し健やかな成長を願い、第1子、第2子に10万円ずつ、第3子に50万円、第4子に100万円、第5子以上に150万円を支給し、さらに第3子以降の2歳から11歳まで毎年5万円、計50万円を支給することで、少子化の解消を図る。	矢祭町	
		結婚支援事業結婚祝い金支給事業 ＊定住することを条件に1年目10万円、3年目にも10万円の祝い金を支給することで、子どもを産む若年人口の確保を図る。	矢祭町	
	東館駅周辺整備事業		矢祭町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「13. その他地域の持続的発展に關し必要な事項」における施設等の整備については、矢祭町公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。(令和3年度中に改定予定)

第4章 公共施設等管理計画

第4節 類型別の方針

1. 社会施設

- ・貸室機能については、各施設の設置状況や利用状況を勘案しつつ、全町レベルで必要性と配置を再検討し、施設の更新に合わせて統合・整理や複合化を検討します。
- ・利用圏が重複している施設や複数設置されている施設については、更新にあわせて統合・整理を図るとともに、用途変更も含めて検討します。
- ・直営の施設にあっては、指定管理者制度等の経営形態の検討を行うとともに、段階的に業務の委託化を進め、効果的・効率的な運営を図ります。
- ・施設や設備の定期的な検査と更新を計画的に進め、施設の質を保全し長寿命化を図ります。

2. 保健福祉等施設

- ・直営の施設にあっては、指定管理者制度等の経営形態の検討を行うとともに、段階的に業務の委託化を進め、効果的・効率的な運営を図ります。
- ・民営化が可能な施設については、民営化に向けて整理を図るとともに、用途変更も含めて検討します。

5. 行政施設

- ・役場庁舎は、施設の更新にあわせて行政機能の複合化や集約化を図ります。
- ・用途変更予定の施設については、新たな需要に対応する利活用や管理体制について検討します。
- ・機能が類似している施設や近接する施設、当初の利用がされていない施設については、統廃合に向けて整理を図るとともに、用途変更も含めて検討します。
- ・民間の運営が可能な施設については、施設の民間移管を検討します。

【参考資料】

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	避難所備蓄品購入事業	矢祭町	
7 の保健及び福祉の向上及び増進 子育て環境の確保、高齢者等	(8)過疎地域持続的発展特別事業	室内遊び場整備事業	矢祭町	
9 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	学習支援（講師配置）事業	矢祭町	
		小中学校入学支援運動着等支給事業	矢祭町	
		小中学校入学祝い金事業	矢祭町	
12 再生可能エネルギーの利用の促進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー推進事業補助金 ・太陽光発電設備 ・定置用リチウムイオン蓄電池 ・木質バイオマス燃焼機器 ・小型風力発電設備 ・小水力発電設備 ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ＊災害時に地域でお互いに支え合える共助への協力を必須とし、売電を行う設備については、地域の活性化に資することを目的とすることで地域の持続的発展を図る。	矢祭町	

13 その他の持続的発展に関する必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>すこやか赤ちゃん誕生祝い金等事業</p> <p>*出生児を祝福し健やかな成長を願い、第1子、第2子に10万円ずつ、第3子に50万円、第4子に100万円、第5子以上に150万円を支給し、さらに第3子以降の2歳から11歳まで毎年5万円、計50万円を支給することで、少子化の解消を図る。</p>	矢祭町	
		<p>結婚支援事業結婚祝い金支給事業</p> <p>*定住することを条件に1年目10万円、3年目にも10万円の祝い金を支給することで、子どもを産む若年人口の確保を図る。</p>	矢祭町	
		東館駅周辺整備事業	矢祭町	

矢祭町過疎地域持続的発展計画

令和3(2021)年度～令和7(2026)年度

令和3年9月策定

〒963-5192

福島県東白川郡矢祭町大字東館字館本 66

福島県矢祭町自立総務課

TEL 0247-46-3131

FAX 0247-46-3155